

## 機能強化加算に係る事項

当院は「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組を行っています。

- ◆必要に応じて専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ◆健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ◆介護保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じています。
- ◆他の医療機関の受診状況や他で処方されているお薬の内容を確認し、当院での診察や処方に対応させていただきます。
- ◆予防接種のご相談に応じております。
- ◆体調不良、けがをされた時には救急外来にて対応します。

夜間・休日等の問い合わせ 南河内おか病院 0721-55-1221 代)

2025 年 6 月